

第182回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成28年11月21日（月）10:00～12:30
県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

渡邊会長、大枝委員、本間委員、久保委員、
高田委員、大森委員、平田委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「(仮称) ドラッグコスモス波多江店」に係る新設届出について
- (2) 「イオン二日市店」に係る変更届出について
- (3) 「(仮称) ドラッグコスモス大木店」に係る新設届出について
- (4) 「ダイレックス田主丸店」に係る新設届出について
- (5) 「TSUTAYA BOOK GARAGE 福岡志免」に係る変更届出について
- (6) 「(仮称) ドン・キホーテ那珂川店」に係る新設届出について
- (7) 「(仮称) ドラッグコスモス南泉店」に係る新設届出について

4 議事要旨

- (1) 「(仮称) ドラッグコスモス波多江店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「イオン二日市店」に係る変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「(仮称) ドラッグコスモス大木店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「ダイレックス田主丸店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5) 「TSUTAYA BOOK GARAGE 福岡志免」に係る変更届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(6) 「(仮称) ドン・キホーテ那珂川店」に係る新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から、住宅地を通る来店者への経路の案内方法、出入口No. 2及びNo. 3間の安全対策、廃棄物保管庫の構造及び調理作業室から廃棄物保管庫への動線、周辺道路の交通混雑の解消及び安全対策、駐車場No. 3の空きスペースの利用について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(7) 「(仮称) ドラッグコスモス南泉店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から荷さばき車輛の動線、夜間発生する騒音の対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。